

## 第4回 岡山県最低賃金専門部会

### 議 事 要 旨

#### 1 日 時

令和4年8月5日（金曜日） 午後1時30分～

#### 2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD

#### 3 出席者

公益代表委員 : 3人  
労働者代表委員 : 3人  
使用者代表委員 : 3人

#### 4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

#### 5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額について、事務局から他局の改定状況の説明をした後、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

前回と同じ33円を提示する。

- ① 使側の厳しい状況も十分理解しているが、中央最低賃金審議会で議論された目安額を軽視することはできない。
- ② コロナ禍の状況下で経済は回復傾向にあり、今後は政策効果に支えられてきた経済回復を事実的な成長軌道へと転換させていくことが求められている。そのためには人への投資が最も必要であり、最低賃金の引上げは重要な要素。
- ③ 使側の提示額18円は春闘の賃上げ率のみで、4月、5月の物価上昇分2.5%を含んでいないため目安以上の水準が必要。

- ④ 中央最低賃金審議会は引上げ目安のCランク 30 円を示したところであるが、最低賃金近傍で働く者には十分な引上げ目安だとは思っていない。加えてA、Bランクとの格差を広げる目安水準となっている。将来にわたって経済基盤を発展させていく観点から岡山にふさわしい最低賃金を決定していくことが私たちの責任である。
- ⑤ 中賃の目安額は、それ以上の目安を提示したいが企業の支払能力が追いついていないことを折り込んで示されたものとする。昨日示された月報でも県内の個人消費、主要産業は持ち直している。支払能力は、今後十分に回復していく中で、確保できていくと考える。
- ⑥ 10月1日発効を目指した審議をお願いし、使用者側の姿勢転換を求めたいと考えているが、使側が歩み寄る姿勢が見られないのであれば据置きとする。

#### 【使用者側の意見要旨】

前回と同じ 18 円を提示する。

- ① 経団連などの資料によると、所定給与 100 とすると総額人件費が 164 程度になると言われており、18 円アップすると総額では月額 5,000 円程度人件費が上がることになる。また、10 月から社会保険料の適用範囲が広がって 100 人超の企業でも対象が増えることになるため支払い能力を重視すれば前回提示した 18 円を超える引上げは考えられない。これが地方実態である。
- ② 先日、工場見学をした際に零細企業の実情をみてもらったが、中央から提示された目安額 30 円が一人歩きして、地方のことは一切考えていないとしか思えない。
- ③ 中賃目安は、3 要素を織り込んで総合的に勘案して 3.3% という数字にまとまっているが、納得できない部分がある。
- ④ 消費者物価の上昇があつて最低賃金を上げてほしいというのは理解できるが、中小企業も諸物価の高騰に苦しんでいる。
- ⑤ 中央最低賃金審議会の提示額 30 円については断固として認められず、29 円を超えるようであれば反対する。

(2) 使側同席の下、労側委員から以下の意見が述べられた。

#### 【労働者側の意見要旨】

労側と使側で開きがあるので、今後の進め方について、公益と話をしたい。

(3) 公労協議において労側より今後の進め方について相談があり、労使協議を行うことになり、協議を行った結果、労使委員から以下の意見が述べられた。

#### 【労働者側の意見要旨】

歩み寄りができるかを含めて協議して 30 円を主張した。

### 【使用者側の意見要旨】

29 円を超えるようであれば反対することを主張した。

(4) 公益委員打合せ後、部会長より労使双方に今後の審議について意見を求めたところ、公益委員見解の要望があった。

「時間額 892 円 (30 円引上げ)」との公益委員見解が示され、これにより採決した結果、賛成が公益 2 名、労働者側 3 名、反対が使用者側 3 名の賛成多数により提示額が決議された。

(5) 全会一致に至らなかったため、岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書を本日開催する本審において報告することになった。

公益見解の理由として、専門部会については、中賃の公益見解を踏まえて審議するという前提があり、かつ、中賃の公益委員見解では、賃金、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払い能力がデータに基づいて出されており、Cランク 30 円とされ、これに代わる数字を出す理由が特に見当たらなかったとした。

## 6 配付資料

- ・公益見解による「岡山県最低賃金改定」(写)
- ・岡山県最低賃金の改正決定に関する報告文(案)